

特定非営利活動法人 農学生命科学研究支援機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 農学生命科学研究支援機構という。
なお、英文では、Specified Nonprofit Corporation Supporting Organization for Research of Agricultural and Life Sciencesとし、略称をSORALSとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県北杜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農学生命科学における調査研究に対して、市民の立場からその支援に関する事業を行い、農学生命科学の振興を図ることで、人類の生存と福祉並びに人類の健全な発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全教育を図る活動
- (7) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 農学生命科学に関する研究に対する助成
 1. 指定課題における研究費用の助成
 2. 任意課題における研究費用の助成
 3. 研究会等における運営経費の助成
 4. 講演会等における開催経費の助成
 5. 成果発表における出版経費の助成
 6. 学術交流における諸経費の助成
 7. 国際交流における諸経費の助成
- (2) 農学生命科学に関する調査活動に対する助成
- (3) 農学生命科学に関する奨学金制度の設置並びに運営
- (4) 農学生命科学に関する調査及び研究に対する顕彰
- (5) 農学生命科学に関する研究会等の設置並びに運営
- (6) 農学生命科学に関する研究事業の企画並びに実施
- (7) 農学生命科学に関する講演会等の企画並びに開催
- (8) 農学生命科学に関する情報の収集並びに情報の提供
- (9) 農学生命科学に関する図書等の編集並びに発行
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. この法人は、収益事業を行ってはならない。

3. この法人は、前項に該当しない場合においても、金銭の受領が伴う事業を行ってはならない。

第 3 章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2. 会員として入会しようとする者は、代表理事が、別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3. 代表理事は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4. 代表理事は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 この法人は、会員から入会金及び会費を徴収してはならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に抛出した金品は、返還しない。

第 4 章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2. 理事のうち1人を代表理事、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 代表理事及び理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長は、代表理事を補佐してこの法人の業務を掌理し、代表理事に事故があるときはその職務を代理し、代表理事が欠員のときはその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に従い、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる業務を執行する。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前項の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、報酬を受けることができない。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務および費用
- (6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第53条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事から第15条第4項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつてはその旨を記載すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

2. 前項の資産は、その内訳として、基本財産と普通財産との2種とする。

(基本財産)

第40条 基本財産は、次の各号に掲げるもので構成される。

- (1) 設立のときにおいて基本財産として定められたもの
- (2) 設立後に基本財産として寄附を受けたもの
- (3) 理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

(普通財産)

第41条 普通財産は、基本財産以外の一切の財産で構成される。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。但し、その用途又は管理の方法を指定して寄附された資産については、その指示に従わなければならない。

(基本財産の処分)

第43条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。

(経費の支弁)

第44条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、各事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局、常任顧問、相談役

(事務局の設置等)

第58条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長は、理事の中から代表理事が任免する。
4. 前項の規定により選任された事務局長は、第19条の規定に従い、報酬を受けることができない。
5. 職員は、代表理事が任免する。
6. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(常任顧問)

第59条 この法人に、常任顧問を置くことができる。

2. 常任顧問は、この法人の役員を永く務め、かつ、貢献が顕著であった者の中から、総会の議決を経て、代表理事が委嘱する。
3. 常任顧問には、この法人の業務の執行を委嘱することができる。
4. 常任顧問には、第19条の規定を準用する。この場合において、条文中の「役員」とあるのは、「常任顧問」と読み替えるものとする。
5. 常任顧問は、代表理事の要請によって、理事会に出席することができるが、理事会における議決権は有さない。
6. 前各項の他、常任顧問に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(相談役)

第60条 この法人に、相談役を置くことができる。

2. 相談役は、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。
3. 相談役は、この法人の業務に関する重要事項について代表理事の諮問に応ずるものとする。
4. 相談役には、第19条の規定を準用する。この場合において、条文中の「役員」とあるのは、「相談役」と読み替えるものとする。
5. 相談役は、代表理事の要請によって、理事会に出席することができるが、理事会における議決権は有さない。
6. 前各項の他、相談役に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(細則)

第62条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	佐々木 健二
理 事 長	谷田貝 光克
理 事	豊田 誠資 (大原 誠資)
理 事	大平 辰朗
理 事	松井 直之
理 事	森田 慎一
監 事	吉川 正吉

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

以 上